厚木市振り込め詐欺等被害防止啓発用ＤＶＤ貸出要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、振り込め詐欺等被害の未然防止及び防犯意識の高揚を図るため、市が所有する振り込め詐欺等被害防止啓発用ＤＶＤ（以下「ＤＶＤ」という。）を貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

（貸出しの対象）

第２条　ＤＶＤの貸出しは、市内の自治会、自主防犯団体、高齢者団体、事業所その他の団体（以下「団体」という。）が研修会及び会議等において、ＤＶＤを振り込め詐欺等の被害防止の啓発に使用する場合に行うものとする。

（貸出手続）

第３条　ＤＶＤの借用を希望する団体（以下「借用者」という。）は、振り込め詐欺等被害防止啓発用ＤＶＤ貸出申込書（別記様式）を防犯主管課長に提出するものとする。

（貸出本数）

第４条　ＤＶＤの貸出本数は、１回につき原則として２本以内とする。

（貸出期間）

第５条　ＤＶＤの貸出期間は、原則として20日以内とする。

（貸出料）

第６条　ＤＶＤの貸出料は、無料とする。

（貸出し及び返却）

第７条　ＤＶＤの貸出し及び返却の場所は、防犯主管課とする。

２　防犯主管課長は、借用者が貸出期間を越えて返却をしないときは、返却を促す措置を講じるものとする。

（管理義務等）

第８条　借用者は、ＤＶＤを良好な状態に保持できるよう必要な管理をするものとする。

（原状復帰）

第９条　借用者は、正当な理由なく、ＤＶＤを破損又は紛失した場合は、借用者の責任及び負担により、修理又は購入を行い、原状に復さなければならない。

（遵守事項）

第10条　借用者は、著作権法（昭和45年法律第48号）等関係法令を遵守し、借用したＤＶＤの複製、配信、営利目的の上映、譲渡及び転貸をしてはならない。

附　則

この要綱は、平成28年10月１日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年５月１日から施行する。